

2 事業の概要と成果	
(1) プロジェクト目標の達成度 (今期事業達成目標)	<p>事業対象地域において、地域および行政の子どもの保護の課題に対応する仕組み・能力が強化され、子どもたちが保護に関する支援を受けられる体制が整備される。また、国・県レベルでの政策提言活動を通して、事業が他地域にも応用されるべきものとして認識される。</p> <p>地域および行政のレベルにおいて、子どもの保護の課題に対応する仕組み・能力が強化される。</p>
(2) 活動内容	<p>1. 地域住民主体の子どもの保護体制の構築・強化</p> <p>1-1. エンドライン調査</p> <p>実施時期：2023年3月～4月 調査対象：コックスバザール県事業対象の三郡および比較のために同県他の二郡 手法：世帯調査、フォーカスグループディスカッションおよび県・郡職員等へのインタビュー</p> <p>主な子どもの保護に関する課題として、児童労働、児童婚、教育の中断、薬物依存等が改めて確認された。大多数の子どもの保護に関する課題は、家庭内または自宅周辺で発生しているが、地域子どもの保護委員会に報告されているケースは未だ少なく、要因としてこのような状況を他人に共有することに躊躇があるとの結果が得られた。ただし、非事業対象地では地域子どもの保護委員会が設立されていなかったり、設立されていても機能していなかったりするため、地域子どもの保護委員会を通じたケースの報告はなかったのに対し、事業対象地では地域子どもの保護委員会の認知度が向上し、実際にケースの報告がなされている。報告されたケースの殆どは、同委員会が対応しており、本事業の成果として地域の対応能力の向上が確認された。</p> <p>一年次と二年次のエンドライン調査の比較の結果、主要な指標において顕著な改善が見られた。虐待やネグレクト、搾取、暴力などの被害を受けた子どものうち、地域子どもの保護委員会に対して支援を求めた子どもの割合が大幅に増加した（一年次 9.62%→二年次 75.44%）。また、虐待やネグレクト、搾取、暴力などの被害を受けた子どものうち、地域子どもの保護委員会による支援を受けることができた子どもの割合も増加した（一年次 7.69%→二年次 28.08%）。また、社会福祉局職員により、ケースマネジメントのケース数等の対応状況が報告された子ども福祉協議会の定期会合は、二年次全体を通して 100%であり、成果を上げている。他指標に関する記載は指標の欄で後述する。</p> <p>一方で、行政(社会福祉局)による支援を必要としていた子どものうち、標準業務手順書(Standard Operational Procedure:SOP)に沿った支援を受けることができた子どもの割合は、SOP が正式に承認されていないことから一年次と変わらず 0%であった。行政(社会福祉局)に支援を求めた地域住民のうち、行政(社会福祉局)による支援によって便益を受けることができてい/できたと考える地域住民の割合は 55.27%と、一年次の結果と横ばいとなった。</p> <p>全体として、子どもたちによる地域子どもの保護委員会の認知度や利用度の向上および政府機関や行政からの支持を得ることができた。詳細は別添 1 を参照。</p> <p>1-2. 研修・啓発教材改訂のためのワークショップの開催</p> <p>実施時期：2022年11月 参加者数：19人(ユニオンソーシャルワーカー、地域子どもの保護委員会、ユースファシリテーター、ユニオンファシリテーター) 活動内容：一年次で作成した子どもの権利や子どもの保護の課題、課</p>

題を特定した場合の報告方法等に関する研修・啓発教材を改訂するためのワークショップを開催した。啓発活動を実施するユニオンソーシャルワーカー、地域子どもの保護委員会、ユースファシリテーター、ユニオンファシリテーターは、これまでの活動の成果や課題、地域住民の反応等を踏まえ、子どもの保護ホットラインの番号の啓発のための掲示板の設置、ポスター、フラッシュカードの作成、記載内容などを新たに検討した。検討内容のうち掲示板とステッカーを、活動1-8-2で作成した。

1-3. 地域子どもグループの設立・活動支援

1-3-1. 地域子どもグループに関するコンサルテーション

実施時期：2022年6月、2023年4月

参加者数：682人（女の子463人、男の子219人）

活動内容：事業対象地の38の地域で地域子どもグループを設立するため、コンサルテーション会議を行った。会議では、地域子どもグループのメンバーの役割を説明した。また、参加した子どもたちは同グループに対する考え、期待することなどについて話し合った。参加者からは、子どもの権利や子どもの保護に関する研修への関心も示された。2023年4月の会議では、地方議会議員、地方行政員、教員、養育者などがコンサルテーション会議にオブザーバー参加し、子どもグループの意義や活動内容について、理解を深めた。本会議の後、各地域で新たに地域子どもグループが38グループ設立され、770人（女の子：423人、男の子：347人）がメンバーになった。

1-3-2. 地域子どもグループに対する研修

実施時期：2022年7月

参加者数：127人（女の子64人、男の子63人）

活動内容：地域子どもグループのメンバー代表に、子どもの保護に関する2日間の研修（子どもの権利、子どもの権利・保護に関する法律、地域における子どもの役割、自身を守る方法、社会福祉局の役割、ケースマネジメントの概要等）を計6回実施した。研修では、参加した子どもが子どもに対する暴力や虐待をどのように防止、対応できるか等についての議論も行った。また、参加者から、地域子どもの保護委員会との合同会合実施への提案もなされた。その後、本研修の参加者が同グループの他メンバーに研修の内容を伝えた。

1-3-3. 地域子どもグループの月次会合の実施

実施時期：2022年6月～2023年4月

参加者数：770人（女の子423人、男の子347人）

活動内容：一年次に設立したグループと二年次に新たに設立したグループが月次会合を行った。地域における子どもの保護に関する状況、子どもたち自身がどのように子どもの保護に関する問題に対応すべきか、子どもの権利や保護に関する意識啓発のための活動などを話し合った。参加者から、子どもへの暴力に対する対応事例が共有され、意見箱に関する質問などもあげられた。

1-4. 地域子どもの保護委員会の設立・活動支援

1-4-1. 地域子どもの保護委員会の設立

実施時期：2022年6月、2023年4月

参加者数：400人（女性147人、男性253人）

活動内容：地域子どもの保護委員会を新たに設立するため、事業対象地の32の地域で本事業の概要と目的を説明し、同委員会の役割、重要性、地域における子どもの保護に関する意識の啓発などについて話し

合った。本会合には、社会福祉局のソーシャルワーカー、教員、NGO職員、ヘルスワーカー、地域子どもグループ、地方政府や地域の代表が参加した。本会議の後、各地域で新たに地域子どもの保護委員会が16委員会設立され、545人（女性383人、男性162人）がメンバーになった。

1-4-2. 地域子どもの保護委員会に対する研修

実施時期：2022年7月、8月

参加者数：97人（女性36人、男性61人）

活動内容：新しい地域子どもの保護委員会の設立後、メンバーに対して、子どもの権利・保護に関する基礎、同委員会の役割、子どもの保護に関する問題の特定・報告・付託の方法、子どもの保護に関する法律の概要などについて説明、議論を行う2日間の研修を6回行った。ケースに関する守秘義務、政府関係機関からの支援などについても話し合わせ、個別のグループの枠を超えて、活発な情報・意見交換が行えた良い機会になったとの声に参加者より寄せられた。研修に出席できなかった委員会メンバーには、本研修の参加者が研修内容を伝えた。

1-4-3. 地域子どもの保護委員会の月次会合の実施

実施時期：2022年6月～2023年4月

参加者数：33委員会429人（女性132人、男性297人）

活動内容：月次会合にて、各地域で脆弱な立場におかれた子どもたちや、そのような子どもやその家族をどのように支援すべきか話し合った。主に児童労働、児童婚、虐待、搾取、薬物乱用、退学といった問題が取り上げられた。各専門性を活かし、各地域における緩和策の検討及び実施がなされた。また、地域子どもグループからの相談・付託をうけて、支援を必要とする子どもへの個別の対応や、より専門的な機関への付託を行った。また、意見箱の運用方法や社会福祉局のさらなる巻き込みなどに関する議論も行われた。

1-5. ユニオン・市ファシリテーターの任命・能力強化

1-5-1. ユニオン・市ファシリテーターの活動支援

参加者数：17人（女性5人、男性12人）

活動内容：一年次に、事業対象地の各ユニオン・市で17人のファシリテーターが任命された。一年次に任命したユニオン・市ファシリテーターは二年次においても、地域子どもグループや地域子どもの保護委員会の活動状況を確認したり、地域の子どもの状況をユニオンソーシャルワーカーとともに確認したりして、地域グループによる活動の監督・支援およびユニオンソーシャルワーカーの業務補佐などを実施している。また、各担当地域において保護の問題が発生した場合、ユニオンソーシャルワーカーや地域子どもの保護委員会等と共にケースに対応しているほか、活動1-5-3. 地域住民に対する啓発セッションを実施している。これらの活動を継続して実施し活動の質を担保できるように、地域子どもグループや地域子どもの保護委員会の活動に対する具体的なフォローを行ったり、個別の相談やアドバイスを行ったりする等、ユニオン・市ファシリテーターの活動支援を行った。

1-5-2. ユニオン・市ファシリテーターの能力強化

実施時期：2022年6月、10月

参加者数：24人（女性6人、男性18人、提携団体）

活動内容：一年次のユニオン・市ファシリテーターの活動状況等を踏まえ、特に強化すべき点についてユニオン・市ファシリテーターに対して3日間の追加研修を2回行った。研修では、子どもの権利・保護、

子どもの保護に関するシステム、本事業の目的、効果的な事業実施、特にコミュニティとの協働方法、ケースマネジメントの流れ（ケースの特定・付託など）、子どものセーフガーディング、モニタリングに関する基礎、レポート・文書化、リスク・コンプライアンス、会計面での注意点などのテーマを扱った。

1-5-3. ユニオン・市ファシリテーターによる家庭訪問の実施

実施時期：2022年4月～2023年4月

活動内容：ユニオン・市ファシリテーターが各地域を訪問し、ユニオンソーシャルワーカーと共に地域の子どもの状況を確認、地域子どもグループや地域子どもの保護委員会の活動を支援した。家庭訪問を通じて特定された脆弱な立場にある子ども80人を、社会福祉局やその他の支援団体に報告・付託を行った。また、家庭訪問を通じて、地域住民に対して子どもの保護に関する意識向上および地域住民のニーズに対して地域で利用可能なサービスの情報を共有した。

1-6. コミュニティセンターの設置

実施時期：2022年12月～2023年4月

設置数：11ヶ所

社会福祉局、または現地行政機関および学校の土地11ヶ所で、公用地の確保を行い、コミュニティセンターを設置した。第三年次の事業期間内で活動に使用できるように、コミュニティセンターの家具などを整備し、第三年次の事業期間内に引き渡しを行う予定である。引き渡しおよび事業終了後の運営管理については、コミュニティセンターの建設前に社会福祉局および現地行政機関と文書にて合意した。

1-7. 子どもの権利や子どもの保護体制に関する啓発活動

1-7-1. 啓発ポスター等の作成

実施時期：2022年9月～2023年1月

印刷数：啓発教材30部

子どもの権利、子どもの保護に関する重要なメッセージを伝えることができるように視覚的にもわかりやすい啓発教材を作成した。子どもの虐待、児童婚、GBV、搾取、児童労働、ホットラインナンバーを記載し、地域住民に対する啓発セッション実施時にも活用している。

1-7-2. ユースファシリテーターの育成

実施時期：2022年8月～10月

参加者数：306人（1年次164人（女性69人、男性95人）、2年次142人（女性63人、男性79人））（19～25歳）

活動内容：一年次に続いて、二年次も新たにユースファシリテーターを選定し、1年次に研修を受けたユースファシリテーターも含めて、ユースファシリテーターが各地域で子どもの保護に関する啓発活動等を行なう上で必要な内容をカバーした3日間の研修を4回実施した。研修では、子どもの権利、子どもの保護、保護に関する問題（児童労働、薬物乱用、児童（人身）売買等）、コミュニケーション、ファシリテーションスキル、苦情対応メカニズム、脆弱な立場にある子どもの特定・付託などのテーマを扱った。特に、1年目に研修に参加したユースファシリテーターには、地域への効果的な啓発活動の実施方法などを研修で扱った。研修実施後、ユースファシリテーターが、地域における啓発活動や、ユニオンファシリテーターらと共に脆弱な立場の子どもの特定を行うなど、本事業活動の実施に関わった。

1-7-3. 地域住民に対する啓発セッションの実施

実施時期：2022年4月～2023年3月

参加者数：36,883人（女性30,892人、男性5,991人）

活動内容：地域住民を対象に子どもの権利の重要性、各地域における子どもの保護に関する具体的な問題について話し合う啓発セッションを1,533回実施した。啓発アイテムを配布し、社会福祉局が管理する子どもの保護に関する問題の相談窓口やホットラインに関する情報共有を行った。参加者は、子どもに対する体罰や障害のある子どもへの支援などについても話し合った。参加者からは、児童婚が子どもに及ぼす影響についての質問が多く寄せられた。一年次はユニオン・市ファシリテーターが中心となって本セッションを実施していたが、二年次は一部の地域で地域子どもの保護委員会のメンバーやユースファシリテーター、地域子どもグループのメンバーが、ユニオン・市ファシリテーターと合同で啓発セッションを実施した。

1-7-4. 演劇等を通じた啓発キャンペーンの実施

<演劇を通じた啓発キャンペーン>

実施時期：2022年9月～2023年1月

参加者数：2,889人（女性2,316人、男性573人）

地域住民を対象に子どもの権利の重要性、各地域における子どもの保護に関する具体的な問題について話し合う演劇を通じた子どもの保護の啓発キャンペーンをユースファシリテーターが中心となって49回実施した。演劇は、子どもの保護の課題を抱える子どもを地域で支援することで、子どもの保護の課題が解決し、子どもだけでなく地域全体に幸せな未来が訪れることを中心としたストーリーになっている。その中で、児童労働、児童婚、人身売買、搾取、薬物乱用などの課題をそれぞれ扱い、参加者にそれらの子どもの保護の課題に関する具体的な情報を提供した。

<イベントを通じた啓発キャンペーン>

実施時期：2022年10月～2023年3月

参加者数：688人（女の子301人、男の子286人、女性63人、男性38人）

子どもの権利週間(10月4日～11日)、国際子どもの日(11月20日)、バングラデシュ子どもの日(3月17日)に合わせて、計34回の子どもの保護の啓発キャンペーンを開催した。具体的には、アートコンテスト、エッセイコンテスト、スポーツイベントの時間を設け、子どもたちが楽しみながら子どもの権利について学ぶことができるように工夫した。子どもが自身の意見を表明する場があり、地域子どもの保護委員会のメンバーや地域住民と子どもの権利や子どもの権利が守られた社会にするための地域住民の責任について議論が行われた。

1-7-5. ユニオンレベルの地方行政機関構成員とのセッションの実施

実施時期：2022年8月～11月

参加者数：357人（女性59人、男性298人）

活動内容：ユニオンレベルの地方行政機関構成員に本事業の概要とセーブ・ザ・チルドレンおよび提携団体の概要の説明および子どもの権利や子どもの保護、地方行政機関の役割等について議論するセッションを計17回実施した。セッションでは、活動実施に向けた地方行政との円滑な調整と今後の連携について協議したり、地方行政機関が継続的に子どもの保護に関するサービスを提供するように訴えたりした。参加者からは、地域における啓発活動の実施方法、若者の役割の重要性などについても意見が交わされた。

1-7-6. 宗教指導者とのワークショップおよびモスク用リーフレットの作成

実施時期：2022年12月

参加者数：150人（男性150人）

印刷数：165部数

活動内容：イスラム教の研究者が、宗教的な観点から地域のイスラム教指導者に子どもの権利や子どもの保護に関するワークショップを5回行ったほか、モスク用リーフレットを作成した。本ワークショップでは、モスク用リーフレットを用いながら子どもに対する暴力、虐待、ネグレクト、早婚、差別等の問題を取り上げるとともに、宗教的な規範・価値観からこうした問題に対応する方法について話し合われた。本研修に参加した指導者は、各地域で他の指導者に対して研修で学んだ内容を共有した。

1-7-7. 学校における子どもの保護に関するワークショップなどの開催

実施時期：2022年12月、2023年1月

参加者数：135人（政府高官15人、教員120人）

活動内容：小学校120校の各校において、教員1人を子どもの保護担当者として任命し、各学校において子どもの権利や子どもの保護について啓発活動を行った。これらの教員に対して、子どもの権利や体罰等に関するワークショップをコックスバザール市と各郡で計4回（コックスバザールサダール郡2回、イードガウ郡1回、ウキア郡1回）実施した。ワークショップに参加した教員は、学校内で子どもの保護に関する啓発や子どもフレンドリーな環境になるための取り組みの中心となった。また、教員によって学校に通う子どもたちに対して、子どもの保護に関する啓発セッションを実施した。具体的には子どもの権利、虐待の種類、予防策、ジェンダー、メンタルヘルス、体罰などを取り扱った。

さらに、子どもの保護に関する共有セッションを国レベルの初等教育総局の政府高官と1回、県レベルの教育局と1回、郡レベルの教育局及び学校の教員に対して4回実施した。具体的には、子どもの権利と教育機関における子どもの安全な環境の確保に関する意識を高めることを中心に取り扱った。

1.8 子どもの保護に関する課題の報告・苦情対応メカニズムの強化

1-8-1. 子どもの保護に関する課題の報告ホットラインについての調整会合の実施

実施時期：2023年3月

参加者数：13人（社会福祉局6人、セーブ・ザ・チルドレン7人）

活動内容：子どもの保護に関する報告ホットラインを運営する社会福祉省とホットラインの利用状況や報告事案数等に関して協議するための会合を開催した。本会合では、コックスバザール県における子どもの保護の課題の報告状況などについて、社会福祉局のホットライン管理者より共有された。社会福祉局のホットライン統括者より、子どもの保護の傾向を観察するために、これらの情報を定期的にウェブサイトに公開し、セーブ・ザ・チルドレンがアクセスできるようにすることに同意した。これにより、事業地における子どもの保護の傾向を把握することが可能になり、子どもの保護に関する重要な問題に焦点を当てたり、啓発活動に活かしたりすることが期待される。

1-8-2. 子どもの保護に関する課題の報告方法周知のための掲示板・ステッカーの作成

実施時期：2022年12月～2023年1月

設置数：6か所

活動内容：虐待や児童婚のリスクなど、子どもの保護に関する主要なメッセージや、報告ホットラインの利用方法を周知するため、掲示板を6か所に設置し、ステッカーを貼付した。設置にあたっては、一年次に設置・配布した地域とは異なる地域を対象とした。さらに、コックスバザール県は著名な観光地であるため、多くの地域住民や観光客から目立つ場所に設置した。

1-8-3. 事業に対する意見箱の設置

実施時期：2022年12月～2023年2月

設置数：17つ

活動内容：本事業に関する苦情や意見を匿名で投函することができる意見箱を、学校や地域住民の集まる場所に計17箱設置した。活動1-6で設置されたコミュニティセンターにも設置した。投函された意見は地域子どもグループ、地域子どもの保護委員会などによって収集され、地域子どもの保護委員会の月次会合にて苦情や意見を踏まえた改善策について検討し、地域住民にフィードバックを行った。寄せられた苦情や意見を、以下に例示する。

- ユニオンが配付する援助物資の裨益者選定が不公平であるとの苦情
- ユニオンレベルの地方行政機関の議長による署名対応に関する苦情

1-8-4. 子どもの保護システムに関するフィードバックセッションの開催（19回）

実施時期：2023年1月～2月

設置数：548人（女性251人、男性297人）

活動内容：裨益者に対して説明責任を果たし、今後の事業活動実施において、裨益者の視点を十分組み込めるよう、事業スタッフと地域住民が意見交換できるフィードバックセッションを19回開催した。参加者からは主に以下のフィードバックが寄せられた。

- 子どもたちの遊び場の確保
→事業対象地の郡行政と話し合い、公園や遊び場の設置に関する提案を提示することを確約した。
- 子どもの保護・安全を訴える掲示板の追加設置
→第三年次にも、新たな看板等を設置する計画があると回答した。
- 学校や地域における、子どもの保護に関する意識向上のための活動の拡大、より実践的なワークショップの開催
→ワークショップでは実習や実践を踏まえた手法を用い、参加者の理解がより深まる方法をとることについて言及した。
- 地域子どもグループや地域子どもの保護委員会の月次会合実施のためのスペース設置
→建設中のコミュニティセンターおよび第三年次でも建設する予定のコミュニティセンターを使用できるようになることを説明した。

2. 行政の子どもの保護システムの強化

2-1. エンドライン調査

活動1-1.を参照。

2-2. ケースマネジメントシステムの強化

2-2-1. ケースマネジメントシステムの標準業務手順書 (Standard Operational Procedure, SOP) のレビューワークショップの開催

実施時期：2022年6月、7月、9月、10月、2023年2月、3月

参加者数：89人（社会福祉局、セーブ・ザ・チルドレン、提携団体）

活動内容：一年次に、社会福祉局とワークショップを開催しケースマネジメントシステムの標準業務手順書の枠組みについて合意、二年次では社会福祉局と詳細な内容について協議および最終化を行っている。2022年6月に、主要な論点について社会福祉局と協議するための会議を行った。7月には、研修パッケージの作成（下記、活動2-3-1.参照）に関するワークショップの中で、ケースマネジメントシステムの標準業務手順書の内容について協議を行った。9月と10月に社会福祉局と行ったワークショップでは、標準業務手順書の暫定版を作成した。その後社会福祉局の他課からのコメントなどを受け修正を行い、3月には社会福祉局局长および社会福祉省次官を含む国レベルの社会福祉局職員および国レベルの他アクター（UNICEFや他NGOなど）と、当時の最終版に関するディスカッションのワークショップを開催した。ワークショップの参加者からのフィードバックをもとに最終化を進め、第三年次では社会福祉省からの承認の手続きを進めていく。

2-2-2. 子どもの保護に関わる機関等のマッピングの実施

実施時期：2022年8月、10月、11月、2023年2月

参加者数：141人（女性34人、男性107人）

活動内容：一年次に事業対象地で活動する子どもの保護に関わる機関等のマッピングを行い、教育、保健、警察・司法等、各分野における関係機関の連絡先等の情報をまとめた。付託経路表に最新情報を反映するためのワークショップをそれぞれの事業地で計6回実施した。ワークショップには、国際NGO、現地NGO、現地政府機関、学校関係者などが参加した。参加者からは、ケースの付託に関するネットワークの設立が重要との声が上がった。当該意見を踏まえ、これらの関係機関が調整を行うことができるプラットフォームの設置を促すためのワークショップを三年次に開催する予定である。

2-2-3. 郡・ユニオンレベルでの子どもの保護に関わる機関等とのバイ会合の実施

実施時期：2022年6月～2023年3月

活動内容：上述した子どもの保護に関わる機関等のマッピングと併せて、付託経路の特定、子どもの保護に関わる支援機関との関係強化を目的とし、上記期間を通じてバイ会合を240回実施した。主な相手先機関は、以下の通り。

- 国連機関: United Nations International Children's Emergency Fund (UNICEF)、United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR)、United Nations Development Programme (UNDP)、International Organization for Migration (IOM)
- 国際NGO: Action Aid, Care Bangladesh, Danish Refugee Council、Human Relief International、Islamic Relief
- 現地NGO: PULSE Bangladesh、Society for Health Extension and Development (SHED)、Community Development Centre (CODEC)、Partners in Health and Development (PHD)、Bangladesh Institute of Theatre Arts (BITA) 他
- 政府関係機関: 社会福祉局、地方行政機関、警察、コックスバザ

ール郡病院、女性子ども省

参加団体からは、それぞれの団体が行う支援について説明があり、また、ケース検討会議への参加に関心が示された。

2-2-4. 郡レベルのケース検討会議の実施のためのハード面の支援

実施時期：2023年3月

活動内容：ケースマネジメントおよびケース検討会議が実施できるよう、イードガウ郡の社会福祉局の事務所に、パソコン、キャビネット、椅子・机等、必要な備品を整備した。

2-2-5. 郡レベルのケース検討会議の実施のためのソフト面の支援

実施時期：2022年6月～2023年3月

活動内容：議題の設定や子どもの状況の整理、対応の協議などにおいて、ケース検討会議の実施を42回支援した。ケース検討会議では、社会福祉局以外に他の支援団体（Human Relief International、Bangladesh Rural Advancement Committee(BRAC)、Alternative Care Institution Representationなどの児童福祉関係団体、地方自治体、警察など）も参加し、個別のケースにおいて必要な支援が特定された。

2-2-6. 緊急の子どもの保護支援の提供

実施時期：2022年6月～2023年4月

活動内容：ユニオン・市ファシリテーターや地域子どもの保護委員会のメンバーが地域における脆弱な立場におかれた子どもを176人特定し、ケースマネジメントの手続きに沿って、個別のニーズアセスメントおよび対応を行った。そのうち社会福祉局が緊急で支援できない107人の子どもに対して直接支援として、緊急の医療サービス、教育サービス、食料・衣類交通費を提供した。

2-3. 行政職員・子どもの保護関係機関の能力強化

2-3-1. 国立社会福祉アカデミー等の研修パッケージのレビュー

実施時期：2022年7月、9月

参加者数：28人（社会福祉局、セーブ・ザ・チルドレン、提携団体）
活動内容：一年次に社会福祉局、国立社会福祉アカデミーとの打ち合わせを行った結果、フィールドレベルの社会福祉局職員およびソーシャルワーカーのための研修パッケージが開発されていないことが確認された。そのため、2022年7月に社会福祉省と研修パッケージの詳細なモジュールの内容を協議するワークショップを実施し、作成を行った。その後、セーブ・ザ・チルドレンのスタッフが中心となって研修パッケージの作成を行い、9月に社会福祉局と行ったワークショップで研修パッケージ八章分の内、五章分を最終化した。

2-3-2. 社会福祉局の研修実施者への研修の実施（2回）

実施時期：2022年11月

参加者数：21人（社会福祉局、セーブ・ザ・チルドレン、提携団体）
活動内容：社会福祉局の研修実施者に対して、一年次の研修内容の復習および活動2-3-1で最終化を行った研修パッケージ五章分について、研修を実施した。具体的には、バングラデシュにおける子どもの保護状況の概要、子どもの権利に関する法的枠組み、ソーシャルワークと子どもの保護の基本概念、地域主体の子どもの保護システムの機能、危険にさらされている子どもへのケースマネジメントの提供について取り扱った。

2-3-3. 子どもの保護システムに関するオリエンテーションの実施

実施時期：2022年8月

参加者数：55人（社会福祉局、コックスバザール県・教育、農業オフィサー、その他地方行政）

活動内容：コックスバザールサダール郡、ウキア郡にて、行政関係者への子ども保護に関するオリエンテーションを2回実施し、主に以下の内容をカバーした。

- 各組織の役割
- 子ども法(Children's Act 2013)（子どもの基本的な権利、保護司・地域子どもの保護委員会の役割、など）
- 子どもの権利条約

また、子どもの虐待、暴力、搾取、ネグレクト等に関するロールプレイも実施した。社会福祉局職員からは子どもの発育に関するビデオが紹介され、積極的な参加が見られた。

2-3-4. 社会福祉局職員および保護司に対する研修の実施

実施時期：2022年12月

参加者数：16人（社会福祉局）

活動内容：ケースマネジメントについて、社会福祉局職員に対して研修を実施した。具体的には一年次の研修内容の復習およびバングラデシュにおける子どもの保護状況の概要、子どもの権利に関する法的枠組み、子どもの保護の基本概念、バングラデシュのホストコミュニティの子どもに特化したケースマネジメント、子どもとの効果的なコミュニケーション、子どもの成長発達について取り扱った。予定していた保護司に対する研修は、活動2-3-7. 司法職員に対する研修で同時に実施した。

2-3-5. ユニオンソーシャルワーカーに対する研修の実施（2回）

実施時期：2023年1月

参加者数：29人（ユニオンソーシャルワーカー、ユニオンファシリテーター）

活動内容：ケースマネジメントについて、ユニオンソーシャルワーカーとユニオンファシリテーターに対して研修を実施した。具体的には、一年次の研修内容の復習および活動2-2-1で策定したケースマネジメントシステムの標準業務手順書に基づき、支援の必要な子どもの特定方法、支援計画の立て方、ケース記録票の書き方、ケース終結の方法等、ケースマネジメントの手順、ソーシャルワーカーの役割、地域主体の子どもの保護システムの機能、性別およびジェンダーに基づく暴力への対応、心理社会的支援、代替監護について取り扱った。

2-3-6. 子どもの保護支援を実施する機関に対する研修の実施（2回）

実施時期：2022年10月

参加者数：48人（女性子ども省職員、代替監護施設職員、警察職員、司法職員、教育担当官、保健担当官、国際NGO、現地NGO他）

活動内容：女性子ども省職員、代替監護施設職員、警察職員、司法職員、教育担当官、保健担当官、NGOなど、必要に応じて子どもを付託することとなる関係機関に対して研修を実施した。具体的には、子どもの権利、子どもの権利に関する法的枠組み、子どもの保護の基本概念、ケースマネジメントの手順に関する基本、付託された場合の対応等について取り扱った。また、支援機関が把握すべき事項、行政・NGOを含めた支援機関間による連携強化について話し合いが行われ、事業完了後も、子どもの保護に関する活動に携わる関係機関が協力し、それぞ

れの活動を調整するためのプラットフォームの設置について前向きな姿勢を得られた。プラットフォームの設置を促すためのワークショップは三年次に開催する予定である。

2-3-7. 司法職員に対する研修の実施

実施時期：2022年10月

参加者数：49人（子ども関連事件担当警察官、検察官、司法官、社会福祉局から保護司）

活動内容：被害者および加害者として司法プロセスに関与する子どもの最善の利益が守られるよう、警察官、検察官、司法官、保護司に対して合同で研修を実施した。研修は地方裁判所の首席裁判官の立会いのもと、女性と子どものための特別法廷の上級裁判官が中心となって進行した。具体的に、子どもの権利に関する法的枠組みと法的根拠、子どもの保護の基本概念、虐待や性暴力を受けた子どもへの対応、司法プロセスに関与する子どもに対して配慮すべき事項、代替的措置、心理的応急処置等について取り扱った。さらに、各参加者の立場から、被害者および加害者として司法プロセスに関与する子どもたちに対応するための現行制度に関する現状や改善のための提案などについて意見交換が行われた。

2-3-8. 社会福祉局職員および代替監護施設長に対する研修の実施

実施時期：2022年12月

参加者数：25人（社会福祉局、代替監護施設長）

活動内容：社会福祉局および代替監護施設長に対して、代替監護システムに関する研修を実施した。具体的には、代替監護の要否を判断する基準や、代替監護施設における子どもの保護、子どもへの適切なケアの重要性、その支援における課題、子どもの発達に及ぼす周囲の環境の影響、施設内の生活環境の改善、子どもとの効果的なコミュニケーションなどについて取り扱った。

2-3-9. 代替監護施設の職員に対する研修の実施

実施時期：2022年12月

参加者数：22人（代替監護施設）

活動内容：各代替監護施設の職員に対して、代替監護施設における子どもの保護に関する研修を実施した。具体的には、子どもの権利、子どもの最善の利益、バングラデシュにおける子どもの保護状況の概要、子どもの権利に関する法的枠組み、子どもの保護の基本概念、ケースマネジメントの手順に関する基本、代替監護施設における子どもの保護について取り扱った。

2-4. 子ども福祉協議会 (Child Welfare Board) の機能強化

2-4-1. 県・郡レベルの子ども福祉協議会に対する研修 (4回)

実施時期：2022年9月、10月、12月

参加者数：59人

活動内容：コックスバザール県とコックスバザールサダール郡、ウキア郡の子ども福祉協議会のメンバーに対して研修を実施した。具体的には、子どもの保護の基本概念、子ども法(Children's Act 2013)、子どもの保護システム、子ども福祉協議会の役割、役割遂行のための効果的な啓発活動やケースマネジメントの方法、関係機関との調整方法等について取り扱った。

2-4-2. 子ども福祉協議会のキックオフ会合の開催

二年次では、新たに設置されたイードガウ郡において、子ども福祉協

議会のキックオフ会合を開催予定であったが、イードガウ郡行政は立ち上げ途中であり、本年次では子ども福祉協議会のキックオフ会合の開催はできなかった。第三年次で、郡行政の立ち上げの程度を加味してキックオフ会合の実施を検討する。

2-4-3. 子ども福祉協議会の四半期会合の開催支援

実施時期：2022年6月、8月～12月、2023年1月～3月

参加者数：41人

活動内容：コックスバザール県で2回、コックスバザールサダー郡で4回、ウキア郡で5回、四半期会合の開催を支援した。子ども福祉協議会は、社会福祉局、他の行政職員、学校の教員らで構成され、各地域における子どもの保護に関する問題について協議した。社会福祉局職員からは、最新のケースの対応状況について報告を行い、対応についての協議を行った。

3. 子どもの保護システム強化に関する政策提言

3-1-1. 事業成果や学びの共有会

実施時期：2023年3月、4月

参加者数：71人（地域子どもの保護委員会、地域子どもグループ、ユースグループ、社会福祉局職員、セーブ・ザ・チルドレン、提携団体）

活動内容：コックスバザール県および郡において、事業の成果や学びを共有する会合を実施した。「うまくいったこと」「うまくいかなかったこと」についてグループで意見交換を行い、各グループで話し合った内容を共有した。参加者によって第三年次のプロジェクトに向けた提言および学びの共有が行われた。

● 参加者から共有された「うまくいったこと」

1. 地域子どもグループの活動：本活動を経て、子ども自身の、子どもの保護に関する意識が向上した。月次会合を通じて付託のシステムに関する知識の共有が促進され、実際に脆弱な立場にある子どもたちの特定および支援をすることができた。また、様々な地区から子どもが参加するため、お互いの成長の場となり、子どもたちに団結力や共同体意識が生まれた。
2. 地域住民を対象とした啓発セッション：地域住民の意識向上のための中心的役割を果たした。セッションを通じて地域住民は虐待の種類や子どもへの悪影響を理解し、さらにホットラインや地域子どもの保護委員会など困ったときの相談先などがわかるようになった。ユースファシリテーターによる演劇を介した啓発セッションも理解しやすく、飽きないとのことで高評価を受けていることが分かった。

● 参加者から共有された「うまくいかなかったこと」

1. ユニオンソーシャルワーカーが不足しており、彼らの仕事量が多いため、地域子どもの保護委員会の月次会合に定期的に参加できなかった地域があった。
2. コックスバザール県での地域子どもの保護委員会に対する研修(活動1-4-2)とユースファシリテーターに対する研修(活動1-7-2)の会場を予算内で見つけるのが困難であった。
3. 文化的・宗教的規範のため、男女両方の参加者が同時に参加するセッションを手配することが困難であった。

● 参加者による提言

1. 地域子どもグループの活動の強化を図り、子どもたちの団結力、チームワーク、共同体意識を強化する。

2. 地域子どもグループの月次会合を継続し、子どもの保護の課題の改善に取り組む。特に、児童婚と中途退学防止に重点を置く。
3. 子どもの権利と子どもの保護に関する地域社会の意識を高めるため、地域住民に対する啓発セッションを継続する。
4. 地域社会が効果的な子どもの保護のための知識の獲得および意識の向上のために、演劇を介した啓発セッションを通じて情報発信を継続する。

3-1-2. 事業成果や学びの文書化

活動 3-1-1 で実施した事業成果や学びの共有会合の内容について文書にまとめた。

3-2. 予算確保に向けた政策提言

3-2-1. 県・郡レベルの子どもの保護システムのコスト分析

1つの市と15のユニオンから年間予算を収集し、子どもの保護システムに対する割り当て予算を分析した。結果、子どもの権利保障のための予算はほとんど割り当てられておらず、子どもの保護システムのための予算は明記されていないことが明らかになった。分析によると、15のユニオンのうち予算が全く割り当てられていないユニオンが7つ存在することが分かった。一方で、15のユニオンのうち2つのユニオンが20%以上の予算を割り当てており、地域によって子どもの保護システムに対する予算格差があることが分かった。

3-2-2. 子どもの保護システムに関する予算確保のための政策提言会合の実施

実施時期：2023年2月

参加者数：37人（県長、ユニオンレベルの地方行政機関の議長）

活動内容：事業実施地域の子どもの保護システムの予算を確保するための政策提言会合を実施した。会合では、子どもの保護の課題とこれらの課題に取り組むための予算について、県長とユニオンレベルの地方行政機関の議長たちで議論した。子どもの権利を保障するための予算配分の重要性が県長によって認識され、子どもの権利を保障するための予算配分に取り組むことを約束した。この会議の結果をふまえ、県行政は子どもの保護システムを強化するために十分な予算を割り当てるよう、各ユニオンレベルの地方行政機関の議長に書簡を発行した。

3-3. 関係機関との関係構築および政策提言

3-3-1. 事業運営委員会の形成および定期会合の実施

実施時期：2022年6月、12月、2023年2月、4月

参加者数：69人（地域子どもの保護委員会、地域子どもグループ、社会福祉局、セーブ・ザ・チルドレン、提携団体）

活動内容：一年次に、社会福祉局とのMOU締結を受けて、事業運営委員会が形成された。メンバーは、社会福祉局の本部およびコックスバザール県の上級管理職員、地域子どもの保護委員会、地域子どもグループの代表、セーブ・ザ・チルドレン、提携団体から構成されている。四半期ごとに行われた定期会合では、活動進捗、活動実施計画の確認・修正、主要な課題や解決策について確認・協議し、事業の成果や課題を評価する場として機能した。

3-3-3. 関係省庁、支援機関との個別会合の実施

実施時期：2022年5月、8月、2023年3月

参加者数：25人（セーブ・ザ・チルドレン、社会福祉局）

活動内容：セーブ・ザ・チルドレンスタッフと社会福祉局職員（上級

管理職)が個別会合を行い、本事業における協力体制を深めた。2022年5月の会合では、社会福祉局のダッカ本部にて、二年次の活動計画を確認したほか、二年次のMoUについて合意し署名した。8月の会合では、新任のDirector of Generalと面談を行い、事業の概要および主要な課題、社会福祉局に期待する協力内容等について説明し、Director of Generalの事業地訪問の時期について協議した。2023年3月の会合では、SOPの進捗および今後の社会福祉省からの承認プロセスについての確認および承認に向けた協力の確認を行った。

3-3-4. 議員および関係省庁との政策提言会合の実施

議員および関係省庁に対し、子どもの保護システム強化の重要性を訴える政策提言会合を実施する予定であったが、議員および関係省庁のスケジュールが合わず実施できなかった。三年次開始後、早期の実施を目指す。

3-3-5. マスメディアへの成果・学びの共有

実施時期：2023年4月

参加者数：45人（新聞、テレビ、ラジオのマスメディア）

活動内容：コックスバザール県で活動する新聞社等のマスメディアに対して、事業の成果や学びを共有するイベントを実施した。マスメディアからは、以下のような提案が寄せられた。

- 子どもたちが児童労働に従事している理由を特定し、必要であれば、子どもたちや養育者に生活支援やライフスキル研修を提供する。
- 路上で生活する子どもたちが夜間安全に過ごせる場所をつくる。

新聞をはじめとした各種メディアで本活動および本イベントについて報じられた。

3-3-6. 政策決定者の事業地訪問

実施時期：2022年6月、7月、9月、2023年2月、3月

参加者数：12人（社会福祉局）

活動内容：社会福祉局上級管理職（Deputy Director of Administration and Finance of DSS, Additional Director等）

が、コックスバザールの事業地を訪問した。6月に事業運営委員会の定期会合に参加し、7月にはケースマネジメントの標準業務手順書および研修パッケージ作成のためのワークショップに参加した。その際に、事業の実施に関するフィードバックがセーブ・ザ・チルドレンと提携団体スタッフに共有され、継続的な協力の意志が示された。社会福祉局からの訪問者は以下の通り。

- Director General of DSS
- Director of Finance and Administration
- Additional Director for Social Safety Net
- Deputy Director of Regional Training
- Principle of DSS National Academy
- Deputy Director of Finance and Administration
- Deputy Director of Analysis and Publication
- Director for Social Safety Net
- Additional Director – Social Security
- Deputy Director, Department of Social Services, Cox's Bazar
- Upazila Social Services Officer, Cox's Bazar
- Upazila Social Services Officer, Ukhiya

(3) 達成された成果

1. 地域住民主体の子どもの保護システムの構築・強化

成果 1) 地域住民主体の取り組みにより、子どもの保護の課題に関する啓発活動および支援を必要とする子どもたちへの対応が強化される。

・指標 1-1. 虐待やネグレクト、搾取、暴力の被害を受けた子どものうち、地域子どもの保護委員会に対して支援を求めた子どもの割合（目標値：65%）

[確認方法：世帯調査（サンプル調査）]

一年次 9.6%→二年次 75.4%（目標達成）

・指標 1-2. 虐待やネグレクト、搾取、暴力の被害を受けた子どものうち、地域子どもの保護委員会による支援を受けることができた子どもの割合（目標値：45%）

[確認方法：世帯調査（サンプル調査）]

一年次 7.7%→二年次 28.1%（目標未達成）

⇒一年次と二年次のエンドライン調査の比較の結果、主要な指標において顕著な改善が見られた。指標 1-1 では目標値を達成することができた。指標 1-2 では 1 年次と比較し大幅に向上しているものの、目標値には未達であった。要因としては、地域子どもの保護委員会が対応可能な範囲を超えた複雑なケースが散見されたためであり、事業対象地における子どもの保護に関する状況が厳しいことを示している。他方で、第三年次の事業実施を通して、事業地ではさらに多くの地域子どもの保護委員会や地域子どもグループの設立を行う予定である。地域子どもの保護委員会の知名度が向上してきていることから、継続した支援によって指標の改善も得られると考える。

2. 行政の子どもの保護システムの強化

成果 2) 県・郡行政による、保護の課題を抱える子どもたちへの対応が強化される。

・指標 2-1. 行政による支援を必要としていた子どものうち、標準業務手順書（Standard Operational Procedure、SOP）に沿った支援を受けることができた子どもの割合（目標値：55%）

[確認方法：ケースマネジメントの記録・その他支援記録のレビュー]

一年次 0%→二年次 0%（目標未達成）

・指標 2-2. 指標 2-2. 社会福祉局職員により、ケース数等ケースマネジメントの対応状況が報告された子ども福祉協議会の定期会合の回数（目標値：8 回）[確認方法：子ども福祉協議会定期会合議事録]

二年次 100%（目標達成）

（一年次は回数ではなく、割合で測定したため一年次の参照値なし）

・指標 2-3. 行政に支援を求めた地域住民のうち、行政による支援による便益を受けることができて/できたと考える割合（目標値：55%） [確認方法：子どもや養育者への聞き取り調査]

一年次 40.6%→二年次 55.3%（目標達成）

⇒SOP は社会福祉局と最終版の作成を行い、省庁の承認を得られるように調整を進めている。二年次後半で、暫定版を用いて社会福祉局の

	<p>研修実施者への研修およびソーシャルワーカーでの研修を実施した。指標 2-1 では、SOP が正式に承認されていないことから一年次と変わらず 0%で目標に達しなかった。指標 2-2 は、予定していた子ども福祉協議会の定期会合を予定通り開催することができ、目標を達成できた。指標 2-3 も一年次より向上し、目標達成となった。</p> <p>3. 子どもの保護システム強化に関する政策提言 成果 3)子どもの保護システムに関する事業の学びが文書化され、政策提言に活かされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標 3-1. 本事業のグッドプラクティスや学びが文書化される [確認方法：報告書] <p>文書化し、関係者への共有ができた（目標達成）</p> <p>⇒学びの詳細は活動 3-1-1. 事業成果や学びの共有会に記載。</p>
<p>(4) 持続発展性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業では、地域子どもグループや地域子どもの保護委員会など、地域住民グループを形成・活動支援を行うことで、地域住民の子どもの保護に関する知識を深め、地域社会で子どもの保護問題に取り組むための能力を向上させた。アウトリーチ型の地域住民を対象とした啓発セッションは、普段子どもの保護の課題について見聞きする機会の少ない地域住民にも、子どもの保護の課題について理解してもらうきっかけとなった。地域住民を対象とした啓発セッションでは、事業スタッフと共に地域住民グループのメンバーが共同で企画・運営を行った。さらに、日々の生活の中で、地域における子どもの保護の課題を特定し、適切に報告をすることもできるようになってきた。地域住民主体の事業の学び共有会が開催され、地域住民が事業の活動や成果について意見を交換した。このように、本事業を通して地域住民が主体となって継続的に子どもの保護の課題に取り組む意欲および実践が確認できている。 ・政府組織の強化のために、幅広い活動が実施された。社会福祉局、代替監護期間、警察、司法を含む様々な政府職員を対象とした研修が実施され、子どもの保護、ケースマネジメント、その他関連テーマに関する知識やスキルの向上が図られた。SOP が社会福祉局内で合意され、社会福祉省からの承認のために提出できたことは、本事業の重要な成果のひとつである。今後、承認を得ることができれば、行政による子どもへの支援の標準化と質の向上に大いに貢献するものになる。 ・主要な行政やその他のステークホルダーとの関係は、様々なミーティングや現場でのモニタリングを含む活動を通じて強化されている。特に、社会福祉局とは本事業を共同で実施するための覚書を締結し、子どもの保護の課題に適切に対処するための国レベルのシステムや職員の能力強化のための活動を共同で企画・実施している。また、社会福祉局は、本事業で開発した SOP を含む子どもの保護システム強化のためのアプローチを、三年次終了後にバングラデシュの他の地域にも展開したい旨を表明している。